
別紙 13 番組出演契約

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、乙所属タレントである●●●●（以下、「丙」という。）の甲制作の番組（以下、「本番組」という。）への出演に関して、以下の通り番組出演契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託内容）

1. 本番組の概要は以下[及び別紙企画書]の通りである。下記内容に変更が生じる可能性がある場合、甲は乙に直ちに報告し、その承認を得るものとする。

■番組内容

タイトル：

放送予定期間：

放送時間：

出演者：

監督：

スタッフ：

■撮影スケジュール

撮影参加期間：

撮影場所：

2. 甲は乙に対し、丙に本番組へ出演させる業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（支払い）

1. 甲は本契約に基づく丙の本番組出演報酬として、金●●円（税込）を乙の指定する銀行口座に振り込みにて支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
2. 前項の支払は、以下の期日で行われるものとする。
 - (1) 第1回：本契約締結後●●営業日以内に、金●●円
 - (2) 第2回：本番組放送終了後●●営業日以内に、金●●円。ただし、本番組の放送の有無にかかわらず、●●年●●月●●日までに支払いがなされるものとする。

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

-
3. 中華人民共和国において賦課された税金は甲が納付し、かつ、納付証明を速やかに乙に提出するものとする。
 4. 本条の支払いが期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、甲は、遅延の対象となる金額の0.1%を、乙に対し違約金として支払う。
 5. 別紙記載の本番組に関する一切の費用（丙の交通費、旅費、施設の使用料や機材費、設備費、制作費等を含まれるが、これらに限られない。）は、甲が全て負担する。
 6. 乙の指定口座は以下の通りとする。

口座名義：●●●●●

口座開設銀行：●●●●●

支店名：●●●●●

銀行口座番号：●●●●●

銀行住所：●●●●●

第3条（放送許可及びビザ）

1. 甲は、本番組が本契約に定めた内容で放送できるよう、遅くとも●までに、本番組放送に関して必要となる放送許可等関連する許認可（以下、「本件放送許認可等」という。）を全て、自己の責任及び費用の負担において、取得するものとする。
2. 本件放送許認可等取得に際して、乙は合理的に必要な協力を行うものとする。
3. 甲は、乙が本件業務を履行するために必要とされる丙及び関連スタッフのビザ取得に協力しなければならない（乙による本件放送許認可の提出等を含まれるが、これらに限らない。）。甲が当該協力義務を履行しない、又は履行を怠った場合、乙は本件業務の実施を拒否する権利を有し、かつ、甲に対していかなる違約責任を負う必要もない。

第4条（権利の帰属・利用許諾）

1. 丙の本番組への出演に伴い発生する番組動画（合計●話）の著作権・著作隣接権は甲に帰属するものとし、それ以外の動画、写真等の制作物の著作権・著作隣接権並びに丙の肖像（写真、映像、電磁的記録を含む。）、氏名、芸名、略称、愛称、呼称、筆名、グループ名（以下、総称して「氏名等」という。）に関する権利は乙又は丙に帰属する。
2. 前項の乙又は丙に権利帰属する制作物、丙の肖像、氏名等について、事前に乙の書面による承諾を得たうえ、甲は本番組宣伝の目的のために使用することができる。

第5条（宣伝）

-
1. 本番組の宣伝は甲が担当する。
 2. 本番組のメディアへの露出、宣伝に使用する素材は乙が甲に提供した、又は乙が甲に許諾した素材のみを利用するものとする。
 3. 本番組のポスター製作に伴うデザイン等は、必ず甲が乙に対し確認を行い、乙が事前に承認したもののみ頒布可能とする。
 4. 本番組における宣伝活動に関する実施方法とスケジュールは、出演者の本番組出演に影響を及ぼさないよう、甲は乙に詳細を提出し、事前に相談する。

第6条（甲の義務）

1. 甲は本契約にしたがって乙に報酬を支払い、且つ本番組の放送、宣伝、配信などに関わる事項について責任を持つ。
2. 甲は、丙のプライバシーを尊重する。甲は、全ての合理的な措置を取って丙のプライバシーに関わる情報を保護し、乙及び丙から事前に書面の同意を得た場合を除き、いかなる第三者に対しても、丙のプライバシーに関わる情報を開示してはならない。
3. 甲は、乙又は丙に不利益を与えるような言論を発表又は配布してはならない。
4. 甲は、本番組の準備及び放送の過程において、乙丙に危害が生じないように、法令を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって安全管理を行う。
5. 甲が本契約に基づき、丙の氏名、肖像又は関連情報を使用する場合、丙のイメージ及び名誉を尊重かつ維持しなければならず、これに悪い影響を与えてはならない。
6. . . .

第7条（乙の義務）

1. 乙は、本契約を履行する前提として、丙から必要十分な授權を取得することを保証する
2. 乙は、丙のスケジュールについて責任を持つ。丙が、本契約第1条に規定される内容を履行し、時間通り現場に到着し、甲の現場における本番組の進行、撮影等関連作業に対して協力し、遅刻や早退することがないことを確保する。
3. 乙は、本番組にて丙の提供する実演、演出、言論等が、適用法令を遵守し、公序良俗に反せず、いかなる第三者の合法的な権益も侵害しないことを保証する。
4. 乙は、本番組放送予定期間において、丙が、社会的に良好なイメージを遵守し、麻薬、賭博、酒気帯び運転等犯罪を行わず、且つこれらに関与しないことを保証する。
5. . . .

第8条（授權証）

乙は、本番組放送に必要な授権証を甲に対して発行する。授権証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。本番組放送予定期間の満了後、甲は速やかに乙に授権証を返還しなければならない。

第9条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について、本件業務の報酬の限度内で賠償を請求することができる。

第10条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができる。
2. 乙は、再委託先となる第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第12条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当し、本契約の目的が実現できない場合、相手方に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合

-
- (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
- (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 前項までの規定に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第 13 条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 14 条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第 15 条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 16 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 17 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 18 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“甲方”）与日本国法人●●●●株式会社（以下称“乙方”），就乙方艺人●●●●（以下称“丙方”）参加甲方制作的节目（以下称“本节目”）之相关事宜，按照如下条款，签订本节目演出合同（以下称“本合同”）。

第1条（委托内容）

1. 本节目的概要如下述内容（及附件计划书）所示。下述内容可能发生变更的，甲方应立即向乙方进行报告并取得乙方的同意。

■节目内容

名称：

预定播放期间：

播放时间：

演出人员：

导演：

工作人员：

■录制日程

参加录制期间：

录制地点：

2. 甲方将邀请丙方参加本节目录制之业务（以下称“本业务”）委托给乙方，乙方接受该委托。

第2条（付款）

1. 甲方应按照本合同规定，将丙方参加本节目录制的报酬，金额为●日元（含税），汇款至乙方指定的银行账户以进行支付。汇款手续费由甲方承担。
2. 前一款规定的汇款，应按照下述日期进行。
 - (1) 第1次：本合同签订后●个工作日内，金额为●日元；
 - (2) 第2次：本节目播放结束后●个工作日内，金额为●日元。但是，无论本节目是否实际播放，甲方均应于●年●月●日之前进行汇款。

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

-
3. 甲方应缴纳在中华人民共和国内征收的税金，并及时向乙方提交完税证明。
 4. 本条规定的款项未按期支付的，每延迟 1 天，甲方应按照延迟支付金额的 0.1%，向乙方支付违约金。
 5. 附件规定的与本节目相关的一切费用（包括但不限于丙方的交通费、差旅费、场地使用费及器材费、设备费、制作费等）全部由甲方承担。
 6. 乙方指定的银行账户如下：

账户名称：●●●●●

开户银行：●●●●●

分行名称：●●●●●

银行账号：●●●●●

银行地址：●●●●●

第 3 条（播放许可与签证）

1. 为使本节目能够按照本合同规定的内容进行播放，甲方最晚应于●之前，自负全部责任与费用，取得播放本节目所需的播放许可等全部相关许可（以下称“本播放许可等”）。
2. 乙方应在合理范围内对本播放许可等的取得给予必要的协助。
3. 甲方必须协助乙方为丙方以及相关工作人员取得实施本业务所需的签证（包括但不限于向乙方提供本播放许可等）。甲方未履行或怠于履行该协助义务的，乙方有权拒绝实施本业务，且无需向甲方承担任何违约责任。

第 4 条（权利归属与使用许可）

1. 丙方参加本节目录制所形成的节目视频（共●集）的著作权、著作邻接权归甲方所有，除此以外的视频、照片等制作物的著作权、著作邻接权以及丙方的肖像（包括照片、影像、电磁记录）、姓名、艺名、简称、爱称、称呼、笔名、组合名称（以下统称“姓名等”）相关的权利归属于乙方或丙方。
2. 就前一款规定的权利归属于乙方或丙方的制作物、丙方的肖像、姓名等，甲方在取得乙方书面同意后，可以为宣传本节目之目的而进行使用。

第 5 条（宣传）

1. 本节目的宣传由甲方负责。
2. 本节目的媒体曝光、宣传仅可使用乙方向甲方提供的或乙方同意甲方使用的素材。

-
3. 就本节目的海报制作相关的设计等，甲方必须向乙方进行确认，非经乙方事先同意不得发布。
 4. 就本节目的宣传活动相关的实施方法和日程，甲方应将其详细内容提交给乙方，并与乙方进行事先协商，避免影响演出人员参加本节目录制。

第6条（甲方义务）

1. 甲方根据本合同向乙方支付报酬，并对本节目的播放、宣传、放送等相关事项负责。
2. 甲方尊重丙方的隐私。甲方应采取一切合理的措施保护丙方的个人隐私，除事先得到乙方及丙方的书面同意以外，不得向任何第三方披露丙方的个人隐私。
3. 甲方不得发表或发布对乙方或丙方不利的言论。
4. 甲方在本节目的准备和播放过程中，应在遵守法律法规的同时，尽善良管理人之注意义务进行安全管理，避免对乙方或丙方产生危害。
5. 甲方根据本合同使用丙方的姓名、肖像或相关信息的，必须尊重并维护丙方的形象和名誉，不得对丙方造成不良影响。
6. ……

第7条（乙方义务）

1. 作为履行本合同的前提，乙方保证从丙方获得必要充分的授权。
2. 乙方对丙方的日程负责。丙方应履行本合同第1条规定的内容，按时到达现场，协助甲方在现场对于本节目的举办、录制等相关事项，并确保不迟到早退。
3. 乙方保证在本节目中丙方的现场表演、演出、言论等遵守法律法规，不违背公序良俗，不侵害任何第三方的合法权益。
4. 乙方保证在本节目预定播放期间，丙方保持良好的社会形象，不从事或参与吸毒、赌博、酒后驾驶等犯罪行为。
5. ……

第8条（授权书）

乙方向甲方出具播放本节目所需的授权书。授权书记载的事项与本合同的内容相矛盾的，应按照本合同的内容进行解释。在本节目预定播放期间届满后，甲方应立即将授权书返还给乙方。

第9条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，在本业务报酬的限度内，要求对方当事人予以赔偿。

第 10 条（转委托）

1. 乙方有权不经甲方事先同意，将本业务的全部或部分转委托给第三方。
2. 乙方应让接受转委托的第三方，承担本合同项下与乙方义务同等的义务。

第 11 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 12 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告要求该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方均有权不经催告该对方当事人，而解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 根据前两款规定解除本合同的，不对损害赔偿的请求造成妨碍。

第 13 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 14 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 15 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 16 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 17 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。乙方为被申请人的，应由一般社团法人日本商事仲裁协会根据其商事仲裁规则，在日本国东京都进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

第 18 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。